

# 訪問看護重要事項説明書 (医療保険)

## 1.事業者概要

開設者名称	一般社団法人阿蘇都市医師会
開設者の所在地	熊本県阿蘇市黒川 1178 番地
法人種別	一般社団法人
代表者名	会長 上村晋一
電話番号	0967-34-0716

## 2.事業所概要

事業所の名称	阿蘇都市医師会立訪問看護ステーション
指定番号	2790026
所在地	熊本県阿蘇市黒川 1178 番地
電話番号	0967-34-1086
管理者	大和田 理恵
通常の事業の実施地域	阿蘇市、産山村

## 3.事業の目的と運営方針

事業の目的	一般社団法人阿蘇都市医師会が開設する指定訪問看護事業所(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護事業(以下[事業]といふ)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に努めるよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"><li>事業所の訪問看護師等は、利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、主治医との密接な連携をとり訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るよう適切な看護を提供する。</li><li>指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。</li></ol>

	<p>3. 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。</p> <p>4. 指定訪問看護の提供に当たっては常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>5. 指定訪問看護の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>
--	---

#### 4.事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制	
看護師	4名	常勤 3名	非常勤 1名
准看護師	1名	常勤 名	非常勤 1名

#### 5.営業日及び営業時間

営業日	・月曜日～金曜日 但し、土曜日・日曜日・祝日・8/13～8/15・12/29～1/4 は休業
営業時間	・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで (24時間対応体制加算契約者に対しては、24時間連絡体制を整えていますので、緊急時や急変時はお電話ください。)

#### 6.サービスの概要

訪問看護サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康状態の観察(体温・血圧・呼吸の測定など)</li> <li>・ 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)</li> <li>・ リハビリテーション(寝たきり予防・手足の運動など)</li> <li>・ 医療器具やカテーテルの管理</li> <li>・ 褥瘡の予防・処置</li> <li>・ 認知症の看護</li> <li>・ 家族や介護者への療養上の指導、支援</li> <li>・ その他医師の指示による医療処置</li> <li>・ ターミナルケア等</li> </ul>
-------------	---

## 7.医療保険利用料金

(保険の種類により、自己負担金額は療養費用の1~3割負担となります)

訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	看護師	週3日目まで	5,550円
		週4日目以降	6,550円
	准看護師	週3日目まで	5,050円
		週4日目以降	6,050円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護(算定要件あり)		8,500円

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師	週3日目まで	5,550円
		週4日目以降	6,550円
	准看護師	週3日目まで	5,050円
		週4日目以降	6,050円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊中の訪問看護(算定要件あり)		8,500円

訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問)	1回	7,670円
訪問看護管理療養費 1 (月の2日目以降の訪問)	1日につき	3,000円

### 【加算項目】

難病等複数回訪問看護加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者に 該当する場合	1,800円
	上記以外の場合	1,300円

複数名訪問看護加算	看護師(週1回)	4,500円
	准看護師(週1回)	3,800円
	その他職員(週3回) (厚生労働大臣が定める者・特別指示以外の方)	3,000円
	その他職員 (厚生労働大臣が定める者・特別指示の方)	1回/日 3,000円
		2回/日 6,000円
		3回以上/日 10,000円
夜間・早朝訪問看護加算 夜間(18時~22時)・早朝(6時~8時)	1回/日	2,100円
深夜訪問看護加算(22時~6時)	1回/日	4,200円
長時間訪問看護加算	週1回	5,200円
24時間対応体制加算	月1回	6,520円
特別管理加算	月1回	2,500円
	(重症度等の高い方) 月1回	5,000円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円
	特別な管理指導を行った場合	2,000円
退院支援指導加算	初回訪問時	6,000円
	長時間療養上の指導を行つた場合	8,400円
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	2,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	月1回	780円

## 8.その他サービス料金

- |          |         |
|----------|---------|
| 1)死後の処置料 | 10,000円 |
| 2)衛生材料費  | 実費相当額   |

## 9.キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。  
(連絡先:訪問看護ステーション TEL:0967-34-1086)

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| 1. 利用予定日の前日までにご連絡いただいた場合 | 無料       |
| 2. 利用予定日の前日までにご連絡がなかった場合 | 訪問の実費相当分 |

## 10.交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域(阿蘇市・産山村)以外にある時は、交通費の実費をいただきます。

- |            |            |      |
|------------|------------|------|
| 1) 事業所から片道 | 20キロメートル以上 | 500円 |
|------------|------------|------|

## 11.相談窓口

ご利用者 ご相談窓口	ご相談窓口 阿蘇都市医師会立訪問看護ステーション ご利用時間 平日 午前9時00分～午後5時00分まで ご利用方法 電話 0967-34-1086 担当者 管理者 大和田 理恵
---------------	---

## 12.事故発生時の対応

- \*利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族に連絡すると共に必要な措置を講じる。
- \*利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所に責任を負わせることが出来ない理由がある場合は、この限りでない。

## 13.秘密保持

- \*事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。
- \*事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

## 14.緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先にも連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	続柄( )
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

## 15.虐待の防止について

当事業者では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げとおり必要な措置を講じます。

- 1.虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大和田 理恵
-------------	------------

- 2.虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3.従業者に対する虐待防止をするための研修を実施しています。
- 4.虐待防止のための指針を整備しています。
- 5.サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 16.衛生管理等

- 1.従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2.事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3.感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- 4.感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 5.感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

## 17.業務継続計画の策定等について

- 1.感染症や災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2.感染症及び災害に係る研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3.定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 18.その他

- 1.看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いはできません。
- 2.利用者及び家族の求めがあれば、サービス看護記録を開示いたします。